

～病状説明などの実施時間に関するお願い～

当院では、安全かつ質の高い医療を提供するため、病状説明や手術・処置に関する説明、および相談対応を実施しております。近年、医療従事者の働き方改善が求められている中、厚生労働省からは医療機関に対して労働時間短縮の取り組みが要請されております。

そのため、病状説明などについては原則として平日の勤務時間内（9:00～17:00）に実

施いたします。夜間や休日における説明のご希望には、当院からのご提案以外には応じられない場合がございます。ただし、急な病状変化に伴う緊急な説明が必要な場合には、随時対応させていただきます。

医療の質との安全を最優先に考え、医療従事者の健康維持も含め、労働環境の整備に向けた取り組みを実施しております。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024年1月
病院長 井上均

「医師の働き方改革」厚生労働省サイト

<https://iryoushi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>（URLクリックでページへ移動します）